

## 基本目標 IV

### 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

市民の意識・実態調査で「仕事と家庭生活の優先」について希望と現実を尋ねたところ、仕事と家庭を同じように両立させたいと望む意見が35.5%と最も多く男女ともに同じ傾向でした。しかし、現実に両立させている人は23.9%となっています。その現実の内訳として、「仕事優先」の男女が大幅に多いこと。さらに「家庭生活が優先」の女性が多い実態が伺えます。その要因の一つに、家庭における家事労働全般について、そのほとんどを女性が担っている現状が伺われます。

男女共同参画社会を実現するには、まず家庭において男女が共に協力しあっていくことが、職場や地域でも推進できる原動力となります。男性も女性も家族としての責任を担い、仕事のみでなく家庭において育児や介護を共に担うという意識を高めるとともに、地域全体で支援する環境づくりも必要です。

また、東日本大震災では、被災地において、復旧・復興等の担い手として多くの女性の活躍が見られました。その中で特に避難所の運営・環境整備に男女共同参画の視点が重要視されるようになりました。

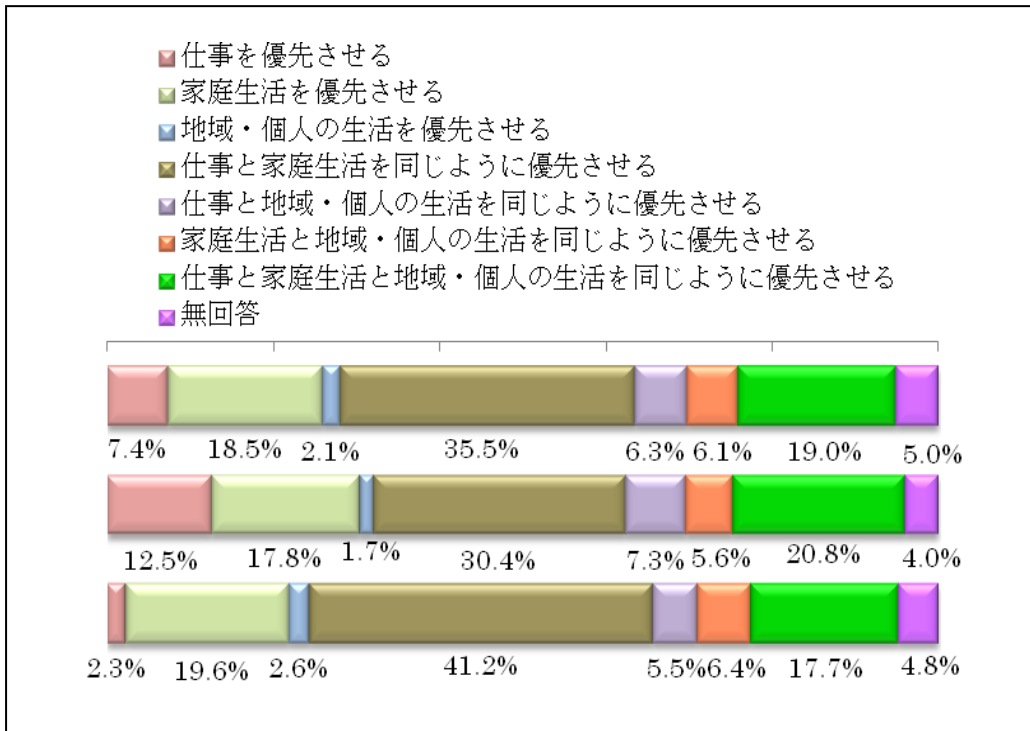
また、過疎化や高齢化の進行、農林水産業従事者の減少など厳しい現実の中、農林水産業・商工自営業に携わる女性が果たしている役割は非常に大きなものがあります。性別による固定的な役割分担意識が残っているなか、就労の性格上、家事や育児と仕事の二重負担を強いられる一方で、就労条件や待遇などは不明確であるなど、女性の労働条件の改善や女性の地位向上を図る必要があります。

【参考資料】

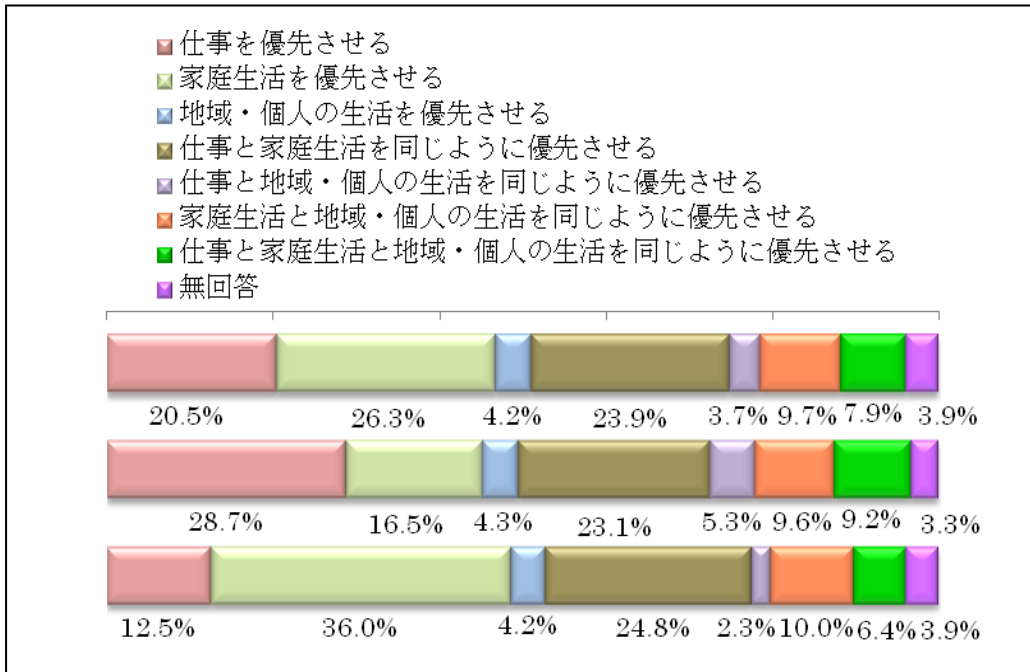
●仕事と家庭生活の優先度について

(希 望)

全体 620人  
 男性 303人  
 女性 311人



(現 実)



データ（平成26年度市民の意識・実態調査より）

## ① 家庭・地域における 男女共同参画の促進

### ＜施策の方向性と取組＞

家庭内の仕事の役割分担において、今なお女性に過度の負担がかかっていることがアンケート調査よりわかります。男女ともに家庭や地域・仕事の調和（※8）（ワーク・ライフ・バランス）が取れ、良好な環境を築くことが出来るよう学習機会や啓発活動に努めます。

子育ては、家庭や地域全体で臨むものとの認識のもと、多様なライフスタイルや需要に対応した保育サービスの充実を図り、子育ての孤立化や不安を解消するための支援体制の充実に努めます。

また、地域において、防災・災害救援の活動については「男性の役割」と思い込みが強いですが、女性も地域自治防災活動から災害対応の担い手になる心構えが求められます。家庭内外ともに、古い性別役割分業に基づく思い込みや苦手意識を捨て地域とともに男女共同参画社会の推進が求められます。避難所の運営・環境整備を始めとして男女共同参画の視点で支援できる体制に努めます。

具体的施策	内 容 説 明	担当課
家庭や地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で学習会を開催し、男女共同参画意識を高めるとともに人材育成のための情報提供や支援を行います。</li> </ul>	人権同和教育啓発センター 生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診や講座の中で、家庭の役割や男女が協力して子育てをしていく大切さを伝えます。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性のための料理教室や介護教室の開催など、男性の家事育児能力が向上する取組を進めます。</li> </ul>	人権同和教育啓発センター 地域医療対策課 健康長寿課 子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画を推進する各種ボランティア団体・特定非営利活動法人（NPO）などへの支援を行います。</li> </ul>	人権同和教育啓発センター
	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・復興に関し、男女共同参画の視点で取組みや推進を図ります。</li> </ul>	安全安心推進課

（※8） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できること。

具体的施策	内 容 説 明	担当課
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の子育て支援力向上のため、子育て応援隊の育成や活動の充実を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て支援センターなどにおける子育て相談、情報提供、交流事業を行い地域の子育て支援の拠点として、機能の充実に努めます。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ファミリーサポートセンターにおいて、緊急時の預かりや送り迎えなどさまざまな保育のニーズへ対応するため、会員を募り相互援助活動を支援します。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 就労の多様化に伴う一時的保育、疾病等による緊急の保育、保護者のリフレッシュなどの目的に応じる一時保育事業の充実を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電話相談の充実やインターネットを活用した情報の提供など総合的な相談体制の充実に努めます。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 講演会、フォーラムなどイベント開催時における託児室の設置を呼びかけ、子育て中の親も気軽に参加できるよう託児コーナーを設けるなど社会参加のしやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て中の男女の多様な働き方や、父親の子育て参画の促進などについて、家庭や地域、職場の理解と協力を求めていくとともに、関係機関との連携を充実させ就職、再就職を支援します。</li> </ul>	子育て支援課

## ② 雇用の分野における 男女共同参画の促進

### ＜施策の方向性と取組＞

結婚や出産をしても、また子育てや介護の理由により離職をしても、仕事を続けたいと思う女性は増加しています。仕事を通して自分の能力を高め、自己実現したいと願うのは男性ばかりではありません。男女雇用機会均等法をはじめとして職場においては、育児・介護休業制度などの就業環境の整備は進んでいますが、実際にはこうした休業制度の利用は十分には進んでいません。女性を優遇するのではなく男女がともに能力を発揮し安心して就業できる職場環境・生活環境をめざして、事業者などに対する啓発活動に努めます。

具体的施策	内 容 説 明	担当課
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常保育事業の内容の充実や、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業、障がい児保育などの保育サービスの充実に努めます。</li> <li>夜間または休日の就業や残業により、一時的に養育が出来ない場合、児童福祉施設において預かります。</li> </ul>	子育て支援課
両立を支援する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の疾病、疲労等の理由により一時的に養育が困難となった場合、児童福祉施設において短期間の養育・保護を行います。</li> </ul>	子育て支援課
放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後、仕事などで保護者などのいない家庭の小学校児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実に努めます。</li> </ul>	子育て支援課
雇用機会均等に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法の普及・啓発に関係団体と連携して取り組みます。</li> </ul>	産業政策課
就業機会の拡大と職業能力の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働条件や就業環境などに関する相談に応じ、国をはじめとした関係機関と連携を図ります。</li> <li>企業の積極的改善措置（※9）の普及に向けた広報活動を行います。</li> <li>女性の職業能力開発の重要性への理解促進に向けた広報活動を行います。</li> <li>育児・介護等をしながらキャリア形成のできる仕組みを構築できるように努めます。</li> </ul>	産業政策課 産業政策課 産業政策課 産業政策課

（※9）**積極的改善措置** 社会のあらゆる分野において、男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

具体的施策	内 容 説 明	担当課
働く女性の妊娠・出産にかかわる保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることのできる職場環境づくりを、国及び関係団体と連携し推進します。</li> </ul>	産業政策課
多様な働き方を可能とする就業条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を所管する国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報提供を行います。</li> </ul>	産業政策課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもをもつ労働者に対して、職場の雇用環境、整備の充実など、子育て支援に向けた啓発活動を行います。</li> </ul>	産業政策課

<代表的な数値目標>

	平成25年度 実績	平成31年度 目標
1号		
量の見込み（実人数/年）	240人	257人
量の確保	730人	435人
2号・3号		
量の見込み（実人数/年）	1,989人	1,861人
量の確保	1,875人	1,955人
延長保育事業		
量の見込み（実人数/年）	886人	527人
量の確保	886人	527人
病児・病後児保育		
量の見込み（延べ日数/年）	433日	664日
量の確保	433日	664日
一時預かり事業（幼稚園在園者対象）		
量の見込み（延べ日数/年）	2,652日	10,227日
量の確保	2,652日	10,227日
一時預かり事業（在園児対応型以外）		
量の見込み（延べ日数/年）	1,613日	4,031日
量の確保	1,613日	4,031日
子育て短期支援事業		
量の見込み（延べ日数/年）	14日	236日
量の確保	1か所	2か所
放課後児童クラブ		
量の見込み（実人数/年）	523人	629人
量の確保	740人	780人
地域子育て支援拠点事業		
量の見込み（延べ回数/月）	1,927回	1,619回
量の確保	2か所	2か所

（平成27年度～平成31年度 浜田市子ども・子育て支援事業計画より）

※ 教育・保育の認定区分と提供施設

認定区分	提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ
2号	3～5歳、保育の必要性あり
3号	0～2歳、保育の必要性あり

### ③ 農林水産業・商工自営業における 男女共同参画の促進

#### ＜施策の方向性と取組＞

農林水産業・商工自営業の分野では、仕事と生活が一体化していることが多いため、仕事を行なった上に家事労働の負担が女性に集中し過重負担となっています。また、労働時間や休日等も不明確であるため、女性の労働に対する社会的、経済的な評価をするには難しい一面があります。家庭において男女が対等なパートナーとして家事や子育て、介護などの負担と責任を分かち合う環境づくりの促進に努めるとともに、地域を活性化する産業となるよう支援し、地域における女性の経済的地位の向上や企画・方針決定の場に共同参画できる環境づくりに努めます。

具体的施策	内 容 説 明	担当課
政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性団体等のネットワークや関係機関と連携し技術、経営管理能力向上に向けての研修などの開催を支援します。</li> </ul>	産業政策課 農林振興課 水産振興課
女性の経済的地位向上と就業条件と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、女性の役割や権利の確立、就業条件の整備を進めるために、家族経営協定（※10）の締結促進に努めます。</li> <li>農林水産業・農山漁村に関心のある人が就業・定住しやすい環境づくりを進めます。</li> <li>農林水産業、商工業等の起業を目指す女性及び女性グループの起業的活動の取り組みを支援します。</li> </ul>	農林振興課  政策企画課 農林振興課 水産振興課  産業政策課 農林振興課 水産振興課

#### ＜代表的な数値目標＞

代表的な目標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成33年度)
家族経営協定締結数	4経営体	7経営体
新規就農者数	(平成26年度末)	(平成33年度末)
	44経営体	53経営体

**（※10）家族経営協定** 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

## ④ 福祉社会の充実

### ＜施策の方向性と取組＞

浜田市の高齢化率は平成24年度は31.7%から平成26年度では、1.9ポイント増の33.6%となっており、今後も更なる高齢化が予測されています。年齢や身体状況に関らず、高齢化社会を豊かで活力ある社会としていくため、高齢者は社会を支える重要な一員としてとらえています。今後の更なる高齢化に対応して健康寿命（※11）を延ばすため保健予防活動の充実を図ります。安心していきいきと暮らせる高齢化社会に対応した支援体制の充実や、医療、福祉や自立して生活できる環境づくりを進めるとともに、啓発・広報・学習機会の充実などを通して社会参加の促進を図ります。

### 【参考資料】

● 高齢者等の状況予測 \* 高齢者とは（65歳以上） （単位：人、%）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総人口	59,140	58,483	57,667
高齢者人口	18,752	19,110	19,370
高齢化率	31.7	32.7	33.6

（平成27年度～平成29年度 浜田市高齢者福祉計画より）

● 要支援・介護認定者数及び認定数 （平成24～26年度 3月末日）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 1 号被保険者	18,993	19,241	19,440
要支援 1	363	368	369
要支援 2	600	554	606
要介護 1	713	723	775
要介護 2	997	1,074	1,095
要介護 3	652	654	672
要介護 4	534	575	568
要介護 5	582	550	537
計	4,441	4,498	4,622
認 定 率	23.4	23.4	23.8

（浜田地区広域行政組合 介護保険事業報告）

（※11）健康寿命 日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。



具体的施策	内 容 説 明	担当課
健康長寿の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療・福祉のネットワークを推進し、総合的な保健活動を展開します。</li> <li>積極的な健康づくりの意識啓発、健康調査、がん検診等各種健診や相談活動を充実しながら事業を展開し、生活習慣の改善と疾病の早期発見・重症化防止を行います。</li> <li>地域リハビリテーションを推進し、各関係機関と有機的連携を図り、生活の自立及び要介護状態になることを予防する施策を充実します。</li> </ul>	地域医療対策課 健康長寿課  地域医療対策課 健康長寿課  地域医療対策課 健康長寿課
認知症高齢者のための施策充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対する正しい知識と早期発見・早期対応の必要性について普及・啓発に取り組みます。</li> </ul>	健康長寿課
地域ケア体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の積極的な参加による地域福祉の推進を図り、社会福祉協議会等の関係団体と協力し、ボランティアの育成及び福祉教育の推進に取り組みます。</li> <li>高齢者、障がい者など日常生活又は社会生活に身体機能上制限を有する方が円滑に施設を利用できるよう、設計段階から高齢者等の利用に対応した仕様とするなど配慮を行います。</li> <li>高齢者によるボランティア活動の推進並びに高齢者の経験や技術を生かし、高齢者が社会の中で活躍できる環境の整備を行うことに努めます。</li> </ul>	地域福祉課  地域福祉課 健康長寿課  健康長寿課
生涯現役社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が楽しめるボランティア活動や高齢者クラブ活動の体制を整備していきます。</li> </ul>	健康長寿課

### 【参考資料】

#### ●仕事と家庭生活の優先度について

(全体人数 620人)

